第

2490

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 3月 3日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 贈与したものを元に戻した場合の贈与税

②:私は、昨年、子供に土地を300㎡贈与し、登記を済ませました。今年になって子供の贈与税を申告すべく、税務署へ相談に行ったところ贈与税額が1,500万円にもなるとのことで、とても子供には納税できそうにありません。そこで200㎡を私の名義に戻して、子供へは100㎡分の贈与をしたことにしたいのですが、問題ないでしょうか?

A:贈与行為が軽率に行われたようなときには、贈与税の申告期限等までに贈与財産のすべてを元の所有者の名義に戻した場合に限り、贈与がなかったものとして取り扱われます。

【解説】

不動産、株式等の名義変更があった場合に対価の授受が行われないときは、原則として贈与があったものとして取り扱われます。

しかし、不動産等の贈与登記をしたことが 過誤に基づき又は軽率にされたものであり、 かつ、それが取得者等の年齢、社会的地位そ の他により確認できるときは、贈与税の申告 もしくは決定又は更正の日前までに財産の名 義を元の所有者としたときに限り、贈与がな かったものとして取り扱われます。

ご質問の場合、贈与登記が軽率に行われたと認められたとしても、土地の一部だけをあなたの名義に戻しただけでは、子供さんに対し1,500万円の贈与税が課税されることになりますので、贈与した土地300㎡すべてをあなたの名義に戻す必要があります。







